

年月日

書記官長

議長宛

明治四十三年九月廿三日

書記官長

主筆

書記官

啓

書記官



朝鮮總督府通信官署ニ於テ現金

出納ニ關スル件 審査報告

謹テ今回所諮詢ノ朝鮮總督府通信官署ニ於テ

現金ノ出納ニ關スル件ヲ審査スルニ通信官署ニ

於テノ官費以外ノ事務員ヲシテ現金ノ出納ヲ分掌

セシムルニアラサレハ到底其ノ事務ヲ満足ニ遂行スルヲ得

サルニ依リ茲ニ會計法ノ例外トシテ本緊急勅令ヲ

發シ此等事務員ヲシテ現金出納ヲ分掌セシム之ニ

對シ會計法第九章ノ出納官吏ニ關スル規定ヲ準

用セムトス謂フニ在ルル各通信官署ニ少クとも一人ノ

官吏ヲ置カレハキニ依リ該官吏ニ現金出納ヲ掌ラシ

メ部下ノ事務員ヲシテ其事務ヲ補助セシムルコトヲ

定ムルコト而シテ其事務員ノ始メニ該官吏ノ責任

ヲ負フ部員ノ事務員ニ現金ノ出納ヲ為サシムルコトヲ

（強テ事務員ヲシテ出納ヲ分掌セシムルモ）

得ルヲ以テ通信官署事務ノ遂行上別段ノ支障

アルヲ見サル（ニ）
依テ本件ハ
憲法第一條ニ依リ

緊急勅令ヲ發スルニ足ルハキ緊急ノ敏速ニ在
ル事ノ安全ヲ保持シテ其ノ災厄ヲ避ルル者際急ニ必要

由リテハ議事堂ニモノ認事ニ付内閣ニ於テ更ニ

ヲ難キ

審議ヲ盡サルハキモノ思料オミテ否決セラレ然ル

ヘシト認事料ス

右議ヲ審査ノ結果ヲ報告ス

年月日

書記官長

議長宛

明治四十五年九月廿三日

書記官長宛

主筆

書記官

書記官

書記官



朝鮮總督府中樞院官制審査報告

謹テ今回諮詢、朝鮮總督府中樞院官制ヲ

審査スルニ朝鮮總督、諮詢ニ應ルル為中樞院

ヲ設テ議長副議長贊議副贊議ヲ以テ之ヲ組織